

令和7年度 家庭教育支援フォローアップ研修会 実施要項

1 趣 旨

家庭教育や子育て、人づくりに関する学習機会の提供や居場所づくり、相談対応等は、地域の様々な支援者によって行われている。こうした活動を発展、充実させ、多様化する悩みやニーズ等に対応するためには、各支援者が、お互いの活動内容や考え方、課題等を知り、様々な分野の視点を持ちながら連携して、社会総がかりで多面的・多角的に支援することが必要となる。

そこで、各支援者の資質向上と、異なる立場の支援者同士の連携を図ることを目的とした研修を実施する。

2 主 催 静岡県企画部、静岡県教育委員会

3 対象者 静岡県家庭教育支援員、静岡県人づくり推進員

子育て支援、家庭教育支援に携わる方〔家庭教育(子育て)アドバイザー・サポーター、市町行政職員、SC、SSW、民生委員・児童委員、保健師、生活困窮者自立支援事業支援員〔学習・生活支援事業に関わる者を含む)、生活保護ケースワーカー、ひとり親支援に関わる方(ひとり親サポートセンター相談員、家庭等生活向上事業に関わる支援員)〕等

4 日時・会場等

	日 時	会 場	所在地
第1回	10月24日(金) 10:00～16:00	静岡県総合教育センター あすなる	〒436-0294 掛川市富部 456
第2回	10月31日(金) 10:00～16:00	三島市民文化会館	〒411-0036 三島市一番町 20-5

5 募集人数 各会場 定員 45名程度 (※他の会場と重複して受講希望可)

6 内容・時間

時	内 容	
10:00-10:20	—受 付(20)—	
10:20-10:30	開講 (10)	趣旨説明・諸連絡
10:30-12:00	講 義 (90)	第1回(西部):「多様な性(仮)」 講師:浜松TG研究会代表 鈴木 げん 氏 第2回(東部):「子どものほめ方叱り方(仮)」 講師:ウェルビーイング心理教育認定講師 内野 千珠子 氏
12:00-13:00	—昼食休憩(60)—	
13:00-13:40	行政説明Ⅰ 質疑応答 (40)	今後の家庭教育支援の方向性について ～保護者に寄り添い届ける家庭教育支援の推進～ ・家庭教育支援の現状と課題 ・保護者に寄り添い届ける家庭教育支援のためのチーム強化
13:40-13:50	—休憩(10)—	

13:50-14:20	事例発表 質疑応答 (30)	第1回(西部):磐田市事例発表 第2回(東部):伊豆の国市事例発表
14:20-14:40	行政説明Ⅱ 質疑応答 (20)	人づくり推進について
14:45-15:55	情報交換 (70)	どのような連携ができるか
15:55-16:00	閉講 (5)	諸連絡・アンケート記入

7 旅 費 旅費支給なし（※人づくり推進員は支給があります）

8 参加申込手続き

(1) 家庭教育支援員、市町行政担当者(家庭教育担当)の申込方法

- ア 申込手順 市町教育委員会は、別紙1「参加者一覧」を作成し提出する。
- イ 提出書類 別紙1「参加者一覧」
- ウ 提出方法 電子メールによる。

(2) 人づくり推進員、市町行政担当者(人づくり推進員担当)の申込方法

- ア 申込手順 参加希望がある場合は、希望者が別紙2「参加申込書」を作成し提出する。
- イ 提出書類 別紙2「参加申込書」
- ウ 提出方法 FAX、郵送又は電子メールによる。

(3) (1)、(2)以外の方(SC、SSW、民生・児童委員、保健師等)の申込方法

- ア 申込手順 参加希望がある場合は、希望者が別紙3「参加申込書」を作成し提出する。
- イ 提出書類 別紙3「参加申込書」
- ウ 提出方法 FAX、郵送又は電子メールによる。

(4) 政令市家庭教育支援員の申込方法

- ア 申込手順 参加希望がある場合は、希望者が別紙4「参加申込書」を作成し提出する。
- イ 提出書類 別紙4「参加申込書」
- ウ 提出方法 FAX、郵送又は電子メールによる。

9 提出期日 令和7年9月19日(金)

10 提出・問い合わせ先

家庭教育支援員 市町行政担当者(家庭教育担当) SC、SSW、民生委員・児童委員、保健師、生活困窮者自立支援事業支援員、生活保護ケースワーカー、ひとり親支援に関わる方等	静岡県教育委員会 社会教育課 地域家庭班 【住所】〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 【TEL】054-221-3162 【FAX】054-221-3362 【電子メール】katei@pref.shizuoka.lg.jp
人づくり推進員 市町行政担当者(人づくり推進員担当)	静岡県企画部 総合教育課 総合教育班 【住所】〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 【TEL】054-221-3304 【FAX】054-221-2905 【電子メール】sougouEDU@pref.shizuoka.lg.jp

11 その他

(1) 持ち物

名札(活動中に使用しているもの)、筆記用具、昼食(外食可)、飲料等

(2) 駐車場

三島市民文化会館の会場駐車場は御利用できません。(近隣有料駐車場等を利用の場合、駐車代金は自己負担)

総合教育センターあすなろの会場駐車場を利用する場合は、必ず、北駐車場を御利用してください。

(3) 参加人数の制限

会場により講義の内容が異なるので両会場とも受講できます。また、午前のみ、午後のみ受講も可能です。申込みが定員を超えた場合は、参加人数の調整をお願いする場合があります。

(4) 研修内容の伝達

参加された家庭教育支援員や行政担当者は、市町の家庭教育支援に関する運営委員会や研修等の場において、本研修の内容についての伝達講習を実施されることを推奨します。